相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉南区田原新町一丁目三番、最後の住所北九州市八幡西区青山二丁目一番一号　被相続人　亡　梅津　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　牧山　愛美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡芦屋町船頭町一七〇八番地、最後の住所北九州市八幡東区槻田二丁目三番二―四〇一号　被相続人　亡　藤本　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡築上町大字椎田一〇一七番地、最後の住所北九州市小倉北区木町四丁目二番二〇号　被相続人　亡　田角　正憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市上高隈町七五〇番地、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　好治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡築上町大字椎田一〇一七番地、最後の住所北九州市小倉北区木町四丁目二番二〇号　被相続人　亡　田角　正憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所鹿児島県鹿屋市西原四丁目一五番三二―二号　相続財産管理人　司法書士　鹿屋　千明

無縁墳墓等改葬公告

聖恩山霊園納骨堂遺骨保管規程第九条に基づき納骨堂整備のため無縁墳墓等（無縁の遺骨）について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年一月二十五日

一、墳墓等所在地　東京都練馬区小竹町一―六一―一　江古田斎場内

一、墳墓等の名称　聖恩山霊園

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　吉野武五郎　久郷正良　寺井辰郎　原田梅子　青菅榮治　山梨武四郎　杉田ふみ　阿部勝治　大竹静江　須田みつ　佐藤忠　馬森勇　片山純子　平川博己　太田正男　長信太郎　藤井多喜男　竹鼻ユキ子　志田道重　人見新太郎　森嶋靜郎　面川ミヤ　古畑佐喜雄　藤本昇三　佐藤昌弘　草野克弘　草野善弘　小出一郎　鈴木和代　渡邉みゆき　小林和男　金容圭　小松吉行　渡邉清誇　亀田年一　宮本光子　谷本正治　本間八十二　西野仁　本多良明　齊藤喜一郎　水野房枝　佐藤三枝子　太田とく

一、改葬先所在地　埼玉県入間郡毛呂山町南台四―二九―七第二むさしの霊園内

一、改葬先の名称　第二聖恩山霊園

一、改葬を行おうとする者　東京都文京区千駄木三―五二―一　社会福祉法人東京福祉会　理事長　原山　陽一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十九年一月二十五日

一、墳墓等所在地　大阪市天王寺区四天王寺一丁目一一番一八号　四天王寺霊苑

一、死亡者の本籍及び氏名　仏地区六八番　松田家、仏地区一五八番　藤井家、仏地区三四二番　木ノ本家　本庄家、法地区四八二番　山口家、法地区四八七番　高田家、法地区五七六番　神嵜家、法地区五八二番　富永家　西井家、法地区六五七番　永井家、法地区六七五番　荒井家、法地区六九七の一番　浅野家、法地区七四四番　濱田家、法地区七八五番　岩田家、法地区七八七番　柴田家、法地区七八八番　中村家、法地区八〇八番　福井家、法地区八〇九番　尼崎家、法地区八四〇番　都築家、法地区八九一番　葛谷家、法地区九〇三番　三好家、法地区九一三番　西岡家　上村家、法地区九五九番　平井家、法地区九九一番　芦田家、法地区九九八番　樋口家、法地区一〇一六番　唐木屋之墓、法地区一〇四二番　井上家、法地区一〇五一番　溝渕家、法地区一一七一番　橋本家、法地区一二二四番　柴田家、法地区一二三四番　豊嶌家　櫻井家　相見家、法地区一二五二番　柴田家、法地区一三三〇番　和田家、法地区一三九六の一番　沖ノ濱家、法地区一四四一番　田中家、僧地区二六番　灰屋之墓、僧地区五〇番　堀家、僧地区五九番　嶋屋之墓、僧地区七四番　大市家、僧地区八九番　井上家、僧地区九七番　林家、僧地区一一五番　高畠家、僧地区一一六番　長谷家、僧地区一二二番　平野屋之墓、僧地区一二七番　久世家　各死亡者の本籍不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪市天王寺区四天王寺一丁目一一番一八号　宗教法人四天王寺代表役員　瀧藤　尊淳　電話〇六―六七七一―〇〇六六

任意清算公告

当法人は、平成二十八年十二月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月二十五日

千葉県市川市八幡二丁目一番七号　司法書士法人遠藤事務所　社員　遠藤　高弘

残余財産分配に関する転居先不明等の投資主へのお知らせ

当投資法人に対し、残余財産分配金振込口座の報告、及び住所変更の報告をされていない投資主は、左記投資主名簿管理人宛至急ご連絡下さい。分配金振込口座未登録で住所等連絡先不明の方については分配金を法務局へ供託することになります。

東京都千代田区神田多町二丁目二番二二号　名簿管理人　有限会社二号ヴィークル二号　電話　〇三―六二〇六―〇四四三

平成二十九年一月二十五日

東京都千代田区神田多町二丁目二番二　ジェイ不動産証券投資法人　清算執行人　髙橋豊三郎

第28期決算公告

平成29年1月25日

埼玉県川口市戸塚一丁目13番22号

東川口ホームショップ株式会社

代表取締役　長堀　拓馬

貸借対照表の要旨（平成28年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,086
	固定資産	1,461
	資産合計	3,547
負債及び純資産の部	流動負債	3,686
	負債合計	3,686
	株主資本	△138
	資本金	18,400
	利益剰余金	△18,538
	その他利益剰余金	△18,538
	（うち当期純損失）	(18)
	純資産合計	△138
	負債・純資産合計	3,547

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百四十万円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年三月一日であり、株主総会の決議は平成二十八年十一月十五日に終了しています。

ただし、同時に株式の発行により資本金の額を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は四百万円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年一月二十五日

埼玉県川口市戸塚一丁目一三番二二号　東川口ホームショップ株式会社　代表取締役　長堀　拓馬